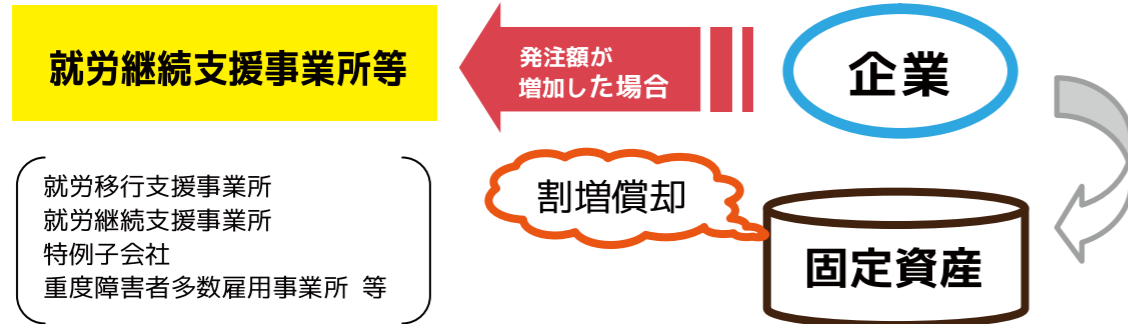


障がい者の「働く場」に対する発注促進税制が延長されました!!

障がい福祉サービス事業所等に対する発注を促進するため、障がい者の「働く場」に対する発注を前年度より増加させた企業について、企業の有する固定資産の割増償却を認める制度が2年間延長されることとなりました。



就労移行支援事業所
就労継続支援事業所
特例子会社
重度障害者多数雇用事業所 等

- 適用期間 企業（法人）：平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
個人事業主：平成 26 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日
- 税制優遇対象者は青色申告者である全ての法人又は個人事業主。
- 割増償却の対象となる固定資産は、現事業年度を含む3年以内に取得したものです。
- 割増して償却される限度額は前年度からの発注増加額（固定資産の普通償却限度額の30%が限度）となります。

【具体例】

- ・ 固定資産が **1,000万円**（償却期間 **10年**、定額法）
- ・ 発注増加額が **20万円**（前年 **10万円**、今年 **30万円**）
- ・ 法人税率 **30%**の場合

普通償却限度額 (①)	= 1,000万円 × 10% = 100万円
発注増加額 (②)	= 20万円
(合計) 償却限度額 (①+②)	= 120万円

つまり、**20万円 × 30% = 6万円**の節税になります。

企業、個人事業主の皆様、こうした国の制度を活用し、障がい福祉サービス事業所等に対してより一層の発注をお願いいたします。詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。

参考 URL：厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/zeisei/>

お問合せ先

一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構
〒540-0006 大阪市中央区法円坂一丁目1番35号大阪市教育会館5階
TEL 06-6949-3551 FAX 06-6920-3522
mail kouchin@l-challenge.com URL <http://www.l-challe.com/kouchin>



今月の「いいね！」



どうぶく

大阪府工賃向上計画支援事業は、
大阪府内の福祉事業所で働く障がいのある人たちの
「もっと働く機会を」という願いをかなえるために様々な支援をしています。
ニュースレターPassoは、福祉事業所と企業、
地域などをつなぐ情報を発信しています。

TAKE FREE

